

# 地区防災計画作成マニュアル



平成31年4月  
芦別市

## 目 次

はじめに	1
1 地区防災計画作成の基本方針等	2
2 地区防災計画作成に際しての留意事項	3
3 地区防災計画提案の方法	3～5
4 地区防災計画の見直し	5
5 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援	5
地区防災計画の作成行程例	6
地区防災計画提案書様式	7
市民の皆さんの協力と連携のお願い	8
※ 地区防災計画作成マニュアル参考資料	8
地区防災計画（例）	—資料1—～—資料13—



## はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、自助・共助の重要性が改めて認識されているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することをできる仕組み（計画提案）を定めています。

これらのことを踏まえ、市では、それぞれの地区の特性を踏まえた自主・自律的な「地区防災計画」の作成を促進することを目的として「地区防災計画作成マニュアル」を定めることとしました。

### 地区防災計画のポイント

- 地区防災計画は地区居住者等が取り組むことです。  
「行政から住民へ」防災の担い手の幅を広げ、小さなことでも良いので、住民主体で何かに取り組むこと、それが地区防災計画です。行政はそのお手伝いをします。
- 地区防災計画は計画書を作ることはありません。  
計画書やマニュアルなど書類を作ることが目的ではなく、住民の視点、地区の特徴を活かした活動を実践的に進めることが、地区防災計画です。
- 地区防災計画はどの地区でも一緒ではありません。  
「お隣では避難所開設訓練をしているからうちでも・・・」ではなく、自分の地区の特徴を生かして、自分の地区にしかない活動を手作りで行います。
- 地区防災計画は一度きりで終わりではありません。  
地区防災計画とは、一度何かを実践して終わりではなく、「計画→実施→ふりかえり」を繰り返して、改善を重ねながら長期間続けていくものです。

## 1 地区防災計画作成の基本方針等

### (1) 「地区防災計画」は地区居住者等からの提案を基本とします。

災害対策基本法第2条の2（基本理念）第2号では「住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織、その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。」、同法第42条の2では「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。」と規定されています。

市では、地区防災計画が「自助」、「共助」を中心とした地区居住者等の自発的な防災活動に関する計画であることに鑑み、その案は地区居住者等において自主的な作成を基本とし、市の防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地区の防災力を向上を図ることを目指します。

### (2) 「地区防災計画」は町内会等の地区コミュニティ活動の実績が認められる範囲を対象とします。

「地区防災計画」が対象とする範囲については、災害対策基本法に定めはありませんが、当該計画の目的や定める内容等から、平時より地区コミュニティ活動が行われている町内会、商店街などの一定のまとまりのある範囲を対象とします。

### (3) 「地区防災計画」に定める標準的な項目

「地区防災計画」は、周囲の環境、組織の規模やコミュニティの成熟等によって、内容に差異が生じることが予測されます。このことから、地区防災計画に定める標準的な項目や内容について記載した「地区防災計画（例）」を参考資料をこのマニュアルに添付しておりますが、決まった書式、様式はありません。地区に応じた地区防災計画を作成してください。

「地区防災計画」に定める主な項目（例）は以下のとおりです。

- ① 地区防災計画の作成趣旨、目的などの基本方針
- ② 策定主体の種別、地区、規模、構成員
- ③ 地区の特性、予想される災害
- ④ 「平常時」の取組、「災害時（非常時）」の取組
- ⑤ 要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組
- ⑥ 具体的な防災対策
- ⑦ 防災マップ（視覚的に地区特性を把握するため）
- ⑧ 地区防災計画作成後の訓練実施の考え方

## 2 地区防災計画作成に際しての留意事項

### (1) 多様な主体や世代の参加による計画の作成

当該地区に関係する住民や民間企業などの多様な主体や世代の参加のもとで地区防災計画を作成しましょう。

### (2) 「自助」、「共助」の仕組みづくり

当該地区居住者等が自ら又は相互に連携・協力して地区の防災力を向上するための仕組みを作りましょう。

### (3) 実践的な計画づくり

次の視点を踏まえた「適切な情報」の収集・発信と「適切な行動」の実践につながる計画としましょう。

#### ア 災害を知る

自分が住んでいる地区で起こり得る災害について、前兆や避難の方法を確認しましょう。

#### イ 地区を知る

災害危険箇所や脆弱な施設等を把握した上で防災マップを作成し、要配慮者（避難行動要支援者）対策や避難する場所までの経路等を決めましょう。

#### ウ 知識を活かす

自主防災組織等の活動などで得た、防災・減災対策の知識を活かし、災害時に実行しましょう。

### (4) 地区防災計画の作成スケジュールについて

効率よく地区防災計画を作成するため、作成行程（スケジュール）をつくりましょう。

※ 「地区防災計画の作成行程例」については6ページを参照

### (5) 市災害対策専門官等からの参考意見

地区の防災講話や市災害対策専門官等からの意見も活用しながら計画を作成しましょう。

## 3 地区防災計画提案の方法

地区防災計画の制度には、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）が定められています。

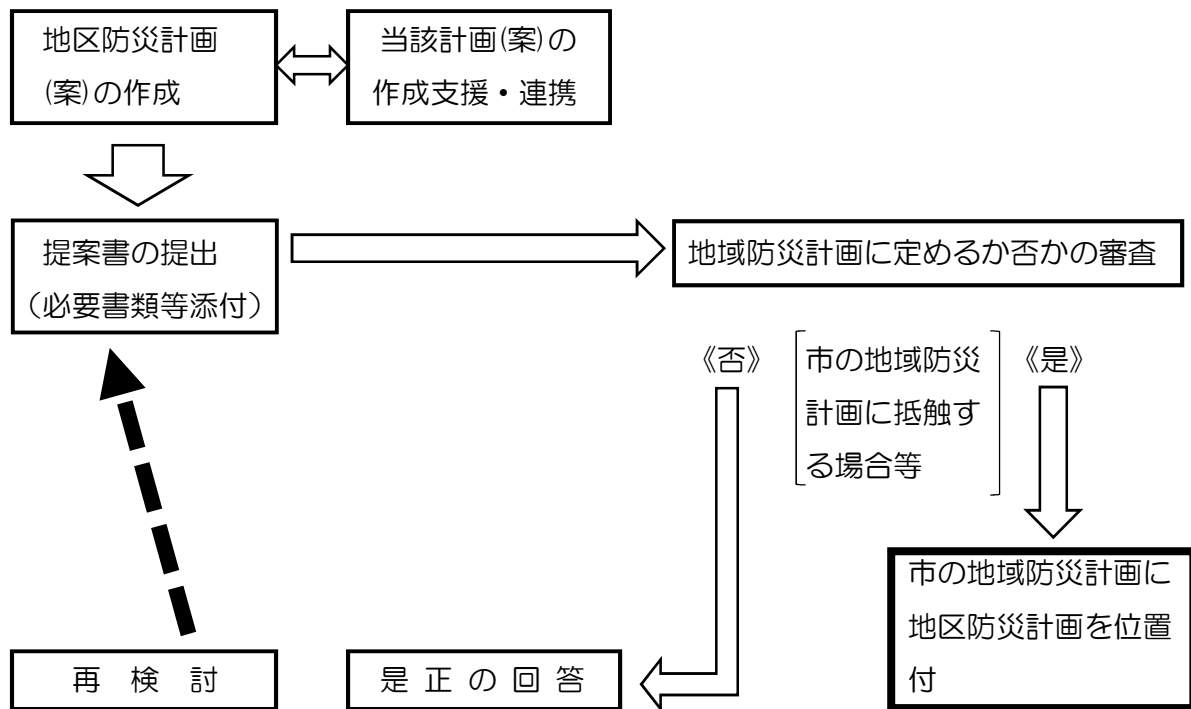
「計画提案」に必要な手続きは次のとおりです。

## (1) 「計画提案」のフロー

【地 区】

【市】

【防災会議】



## (2) 地区防災計画提案に必要な書類

### ① 地区防災計画提案書（様式1）

7ページ参照（1通提出）

### ② 地区防災計画（案）

### ③ 申請者の資格証明書

#### ア 提案者が個人の場合

申請者全員の住所が確認できるもの（運転免許証、住民票等）

※ 申請者が地区防災計画（案）の対象地区内の住民であることを確認するため。

#### イ 提案者が法人の場合

登記事項証明書

※ 申請者が地区防災計画（案）の対象地区内に事業所等を有する法人であることを確認するため。

## (3) 提出期限

原則として、毎年2月末までに提出があれば、翌年度の防災会議に付議します。

## (4) 提出先

芦別市役所2階：総務部総務課（総務防災係担当）に提出して下さい。

#### (5) 留意事項

地区防災計画は、必ずしも市地域防災計画に提案する必要はありません。  
地区防災計画は、各地区、地域が、策定された地区防災計画に基づき、地域の防災力の向上に活用していただくことを基本的な目的としています。

### 4 地区防災計画の見直し

#### (1) 計画の見直し

計画は社会情勢の変化など必要に応じて適宜見直して下さい。

この見直しにおいて、当初計画と見直した計画に大きな差異を生じた場合（ここでいう計画の見直しには役員の変更などは含みません。）には、市に変更した内容を報告して下さい。（再度、防災会議での検討が必要になる場合があります。）

#### (2) 再度の計画提案

計画の見直しにかかる「再度の計画提案」の手続きについては、3の方法に準じます。

### 5 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援

「地区防災計画（案）」の作成支援及び計画に基づく地区の防災訓練等実施への支援などを行います。

#### (1) 地区防災計画、防災マップの作成支援

地区防災計画や防災マップを作成する場合のアドバイスを行います。

#### (2) 防災学習会等の開催支援

① 防災講話の実施

② 地区の防災学習会等に市職員（災害対策専門官（嘱託職員））を派遣します。

#### (3) 地区の防災訓練の実施等への支援

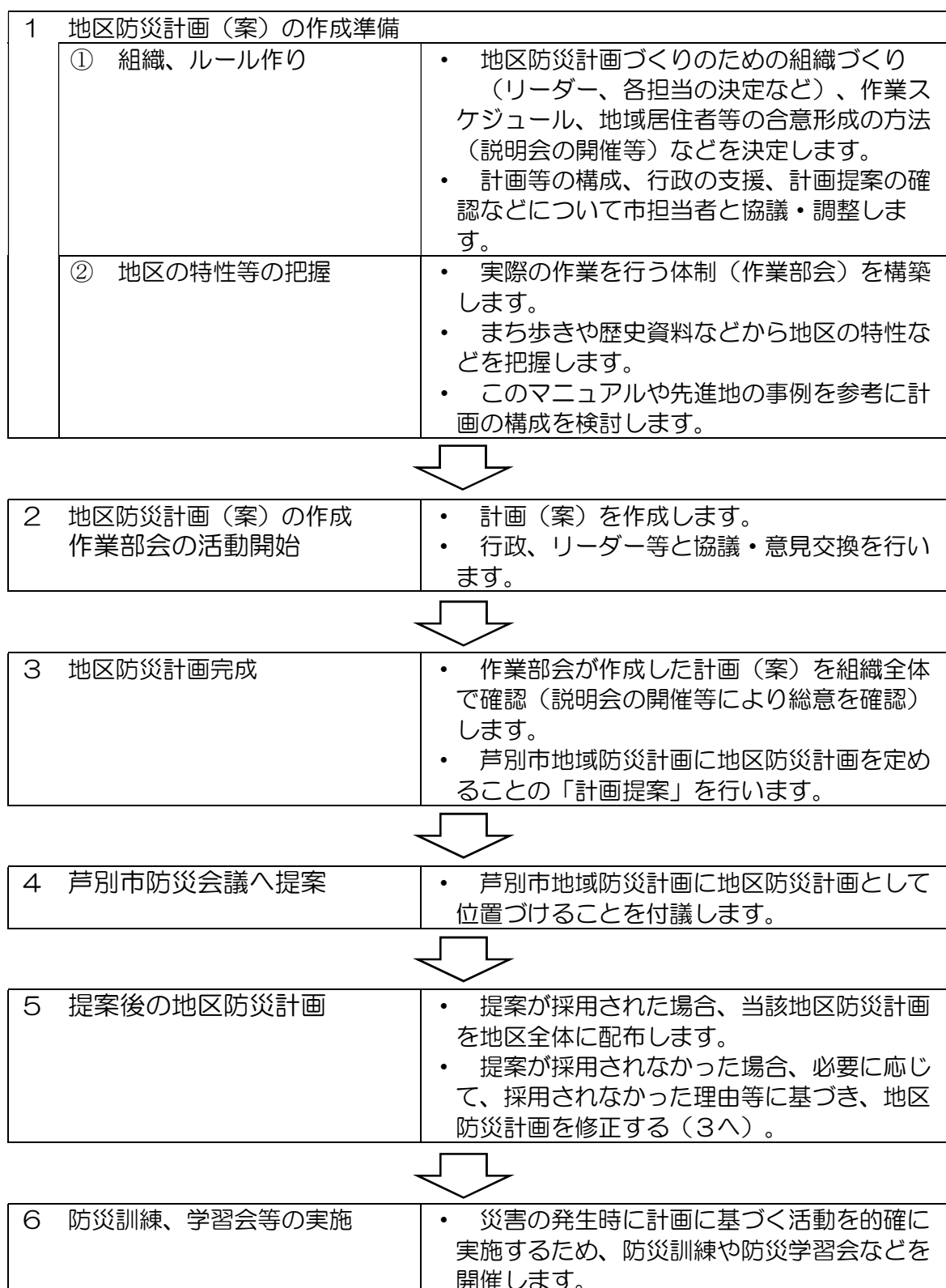
① 市職員（災害対策専門官（嘱託職員））の派遣

地区の防災訓練の実施に市職員を派遣し、訓練の進行等についてアドバイスを行うとともに、地区と行政との連携についても協力します。

② 防災資機材の貸与

市は、地区が行う防災訓練の実施に当たって、必要に応じて、保有する防災備品を貸与します。

## 地区防災計画の作成行程例





平成〇〇年〇〇月〇〇日

芦別市防災会議会長  
芦別市長 様

提案代表者 ○ ○ ○ ○ 印

### 地区防災計画提案書

このことにつきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、芦別市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

### 記

- 1 計画名称「〇〇地区防災計画」
- 2 提案者  
氏名（法人名）  
住所（所在地）  
連絡先（電話番号）
- 3 添付書類
  - (1) 「〇〇地区防災計画（案）」
  - (2) 資格証明書類
    - ① 申請者全員の住所が確認できるもの（提案者が個人の場合）  
運転免許証の写し、住民票抄本等
    - ② 登記事項証明書（提案者が法人の場合）

## 市民の皆さんの協力と連携のお願い

大規模な災害が発生した場合、発災直後における市民の皆さんが取る初動期の行動が、命を守るための岐路になります。そのためには平常時からの備えが非常に重要となります。

お住まいの地区の特性を把握するとともに、当該地区で発生が予想される災害を想定して、自らの命を守るための各家庭ごとの取組（自助）や地区全体での取組（共助）をあらかじめ計画として定め、地区全体で共有し、この計画に基づく防災訓練・避難訓練の実施、学習会の開催などにより、地区全体の防災力・減災力を高めていくことが必要不可欠です。

今回作成しました「地区防災計画作成マニュアル」を参考にいただき、市民の皆さんが協力・連携してそれぞれの地区における「地区防災計画」の作成に取り組んで頂くことをお願いいたします。

## 地区防災計画作成マニュアル参考資料 (次ページ以降)

目次	ページ
地区防災計画（例） 表紙	-資料 1-
1 基本方針	-資料 2-
2 計画対象地区と策定主体	-資料 3-
3 地区の特性と予想される災害	-資料 4-
4 活動内容	-資料 5-~-資料 6-
5 地区の防災対策（具体的な対策）	-資料 7-~-資料13-

※ 地区防災計画作成マニュアル参考資料

# 〇〇地区防災計画（例）

□△〇〇年〇月

〇〇町内会自主防災会

## 1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時には、「自助」、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなが助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「〇〇地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

### 地区（自主）防災組織の役割

平常時	地区の安全点検	災害に備えるための活動を行います。
	防災知識の普及や啓発	
	防災訓練	
災害時	初期消火	人命を守り、被害の拡大を防ぐための活動を行います。
	避難誘導	
	救出や救護	
	情報の収集や伝達	
	避難所運営の協力	

## 2 計画対象地区と策定主体

### (1) 計画対象地区

「〇〇地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

〇〇町	1丁目	〇〇番地

※ 対象地区は別添図（防災マップ）参照

### (2) 計画策定主体

「〇〇地区防災計画」は下記の団体が定めます。

団体名称	所在地	世帯数等
〇〇自主防災会	芦別市・・・	

### 3 地区の特性と予想される災害

#### (1) 地区の特性

〔記載内容〕

防災マップなどから、地区の地形的な特徴や地区で災害が発生しそうな場所など、災害に関する情報をここに記載します。

(例)

- 高低差の少ない平地に家屋等が多い地区である。
- 山麓部の住宅地で斜面地が多い地区である。
- 砂防指定地に指定された場所がある。
- 対象地区内に土砂災害危険箇所がある。
- ○○川が過去に大雨で氾濫したことがある。

#### (2) 予想される災害

〔記載内容〕

地区の特性に合わせて、想定される災害（被害の状況）をここに記載します。

(例)

- 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
  - ×川の氾濫や堤防の決壊、○×橋の損壊
  - ×地区周辺で家屋への浸水
  - ×地区でのがけ崩れ
- 地震、津波による災害
  - 家屋の倒壊や火災
  - ×地区でのがけ崩れ
  - ×川の堤防の決壊、○×橋の損壊
  - 液状化
- 暴風（竜巻など）による被害
  - 家屋や電柱の倒壊

## 4 活動内容

### (1) 平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

#### ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

#### イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

#### ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

#### エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

### (2) 災害時（非常時）の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

#### ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

#### イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

#### ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

## エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

## オ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

## カ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

### (3) 要配慮者（避難行動要支援者）への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする人（要配慮者（避難行動要支援者））です。こうした要配慮者（避難行動要支援者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めることが重要です。

#### ア 要配慮者（避難行動要支援者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかななどを点検し、改善に努めます。

#### イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。

#### ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。

#### エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図ります。



## 5 地区の防災対策（具体的な対策）

### (1) 防災体制

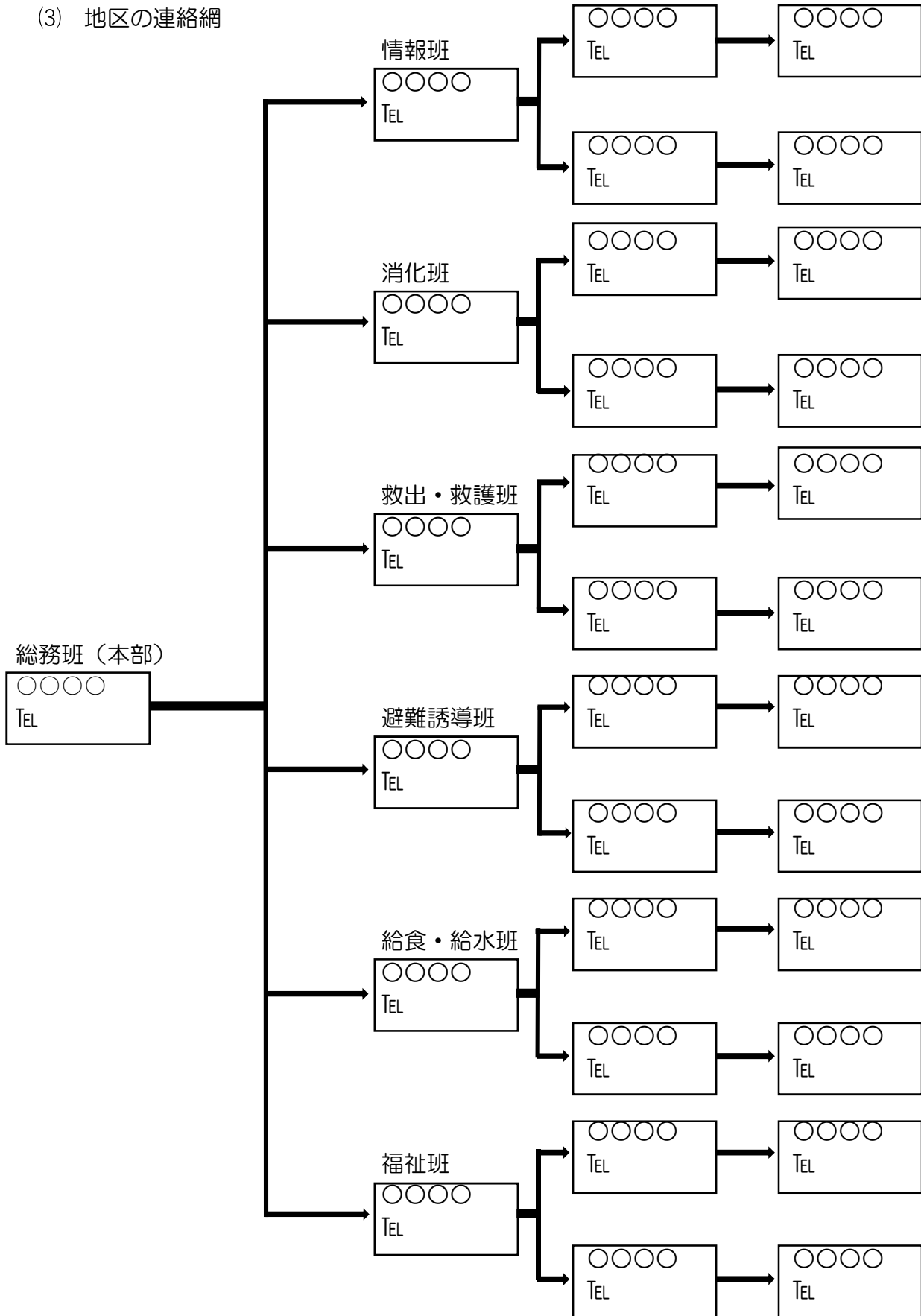
組織名称等	地区の状況		
〇〇自主防災会	世帯数： 人口：	事業所数： 従業員数：	
1 組織の体制	役員		電話番号
	会長		TEL
	副会長		TEL
	区長		TEL
	〇〇部長		TEL
	〇〇部長		TEL
	〇〇部長		TEL
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者
	〇〇〇多目的研修センター（会館）	TEL	TEL
	〇〇〇多目的研修センター（会館）	TEL	TEL
	〇〇〇	TEL	TEL
※避難経路	防災マップのとおり		
3 緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	芦別市役所		TEL
	滝川地区広域消防事務組合芦別消防署		TEL
	市立芦別病院		TEL
	芦別警察署		TEL
	北海道電力		TEL
	災害用伝言ダイヤル（録音時）		TEL
	災害用伝言ダイヤル（再生時）		TEL
			TEL
			TEL
		TEL	
		TEL	
4 その他特記事項			

(2) 活動体制

班編成（例）

班名	担当者	平常時の役割	災害時の役割
総務班 （本部）	〇〇〇〇	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	〇〇〇〇	啓発・広報	公共機関等からの情報収 集・伝達
消火班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなど による初期消火
救出・救護班	〇〇〇〇	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・ 救護所等への搬送
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活 動
福祉班	〇〇〇〇	要配慮者（避難行動要支援 者）の支援体制の整備	要配慮者（避難行動要支援 者）への支援

(3) 地区の連絡網



(4) 防災関連施設

① 医療機関

種 別	名 称	住 所	連 絡 先
救急指定医療機関	市立芦別病院	芦別市本町14番地	0124-22-2701
その他の医療機関	〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇
//	〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇
//	〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇
//	〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇

② 要配慮者（避難行動要支援者）施設

名称	住所	連絡先	備考
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	

③ その他の施設

名称	住所	連絡先	備考
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇市〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇	

(5) 防災資機材等

① 保有防災資機材

名称	物資名	数量	備考
〇〇倉庫 (住所) 〇〇町〇-〇-〇	ヘルメット	〇〇	
	メガホン	〇〇	
	リヤカー	〇〇	
	投光器	〇〇	
	発電機	〇〇	

(参考) 資機材の例 (目的別)

目的	資機材
①情報収集・伝達	トランジスタメガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック等
②初期消火	小型動力ポンプ、発電機、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ等
③水防	救命ボート、ブルーシート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
④救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ウィンチ、防煙・防塵マスク等
⑤救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート等
⑥避難所運営協力	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、標識板、標識、強カライト、寝袋等
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク等
⑧訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ、映写機等）、住宅用訓練火災警報器等
⑨その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器等

## (6) 地域版防災マップ

市の「防災マップ」などを参考に地区で作成してください。

(記載する情報の例)

- 避難場所
- 避難経路
- 防災器具庫（消火栓、防火水槽）
- 要配慮者（避難行動要支援者）世帯
- 消防署、警察署
- 危険な場所（狭い道、河川、崖地など）

## 〇〇地域防災マップ

地区等で作成された地区防災マップを添付してください。

マップが大きい場合・別添としてください。

マップ作成時には、市のハザードマップや住宅地図、グーグルマップ等  
をご利用ください。

(記載する情報の例)

- 避難場所、避難経路
- 要配慮者（災害時要援護者）世帯
- 消防署、警察署、公共施設、福祉施設
- 防災器具庫（消火栓、防火水槽）
- 危険な場所（狭い道、河川、崖地など） など

※ 地区で防災ワークショップを行い、地区の特性を知るとともに、みんなで情報を共有しましょう

(7) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ① 避難訓練（要配慮者（避難行動要支援者）の支援を含む）
- ② 情報収集・伝達訓練
- ③ 応急訓練
- ④ 給食・給水訓練
- ⑤ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(8) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的実施します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期
消火班	〇〇〇〇	消火器具の点検（整備）	地区防災訓練前
救出・救護班	〇〇〇〇	防災資機材・救出用器具の点検（整備）	地区防災訓練前
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検（整備）	毎年〇〇月
給食・給水班	〇〇〇〇	給食・給水器具の点検（整備）	地区防災訓練前

(9) 要配慮者（避難行動要支援者）への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制を整備します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期（目標）
福祉班	〇〇〇〇	支援体制・方法の検討・整理	〇〇〇〇年度まで
		対象者の把握（市から提供）	〇〇〇〇年度まで
		個別計画の作成完了	〇〇〇〇年度まで
		定期的な個別計画の見直し	毎年度

芦別市地区防災計画作成マニュアルは市のホームページにも掲載しています  
(芦別市ホームページURL <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/>)

【このマニュアルに対するお問い合わせ先】

芦別市役所 総務部総務課総務防災係担当

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地

TEL 0124-22-2111 (内線211)

FAX 0124-22-9696

Eメール [bousai@city.ashibetsu.hokkaido.jp](mailto:bousai@city.ashibetsu.hokkaido.jp)